

平成17年度の事業について

- 発達障害者支援体制整備事業（案）
- 発達障害者職員研修会（案）

発達障害者支援体制整備事業実施要綱（案）

1 目的

発達障害者支援体制整備事業（以下「支援事業」という。）は、自閉症、アスペルガー一症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児（者）（以下「発達障害児（者）」という。）について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、もって発達障害児（者）の福祉の向上を図るものである。

2 実施主体

支援事業の実施主体は、3の（1）の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）、3の（2）及び（3）の事業については、指定都市及び市町村とする。

ただし、事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）等（以下「社会福祉法人等」という。）であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができるものとする。

この場合、単独の社会福祉法人等で十分な事業内容を実施することができない場合には、社会福祉法人等は、実施主体である都道府県等又は市町村の承認を得て、事業の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができる。

なお、社会福祉法人等が、他の社会福祉法人等に事業の一部を委託した場合には、委託先の社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むものとする。

また、実施主体は、委託先に定期的な報告を求めること。

3 事業の内容

支援事業は、都道府県等支援体制整備事業、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業とする。

（1）都道府県等支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等支援体制整備事業は、都道府県等が圏域での支援体制整備の実態を把握した上で、今後の都道府県等の発達障害児（者）支援のあり方を検討すること等により、乳幼児期から成人期までの一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図ることを目的とする。

イ 実施内容

（ア）「発達障害者支援体制整備検討委員会」の設置

各都道府県等における発達障害児（者）の実態把握、都道府県支援計画の作成、今後の支援体制整備（モデル事業を実施していない他圏域を含む。）等について検討することを目的とした、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、大学、当事者団体、親の会、NPO法人、発達障害者支援センターの管理責任者等の関係者からなる「発達障害者支援体制整備検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

なお、委員会の設置に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「広域特別支援連携協議会」と密接な連携を図ること。

（イ）委員会の役割

委員会では、県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、（２）の圏域支援体制整備事業を実施する圏域（障害保健福祉圏域等）を指定することとする。

なお、実施圏域の指定に当たっては、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」のLD、ADHD等推進地域との関係も考慮するとともに、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される圏域とするよう努めること。

圏域で実施した成果を、委員会で検証の上、都道府県等内の望ましい支援体制の在り方について検討し、都道府県等内の全域に対してその成果を波及させることを目指すこと。

（ウ）理解の促進の実施

発達障害に関して、各都道府県等の住民の理解を促進するため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

ウ 留意事項等

国庫補助の対象とする期間は原則として、３年以内とする。

実施主体である都道府県等は、本事業の毎年度の実施状況について、別に定める様式により翌年度４月末日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

（２）圏域支援体制整備事業

ア 趣旨

都道府県等における乳幼児期から成人期まで一貫した、発達障害児（者）の支援体制の整備を図るため、委員会が指定した１圏域で次に掲げる支援等をモデル的に行い、その成果を他圏域に波及させることを目的とする。

具体的には、発達障害児（者）に対するライフステージに応じた一貫した支援を的確に行うため、イの（ウ）の発達障害支援コーディネーターを中心に、当事者や保護者が日常的に利用可能な、身近にある保健所、保育所、学校、福祉事務所、関係施設、ハローワーク等の関係者が連携し、個々の発達障害の状態に応じたきめ細かなイの（イ）の個別の支援計画を作成の上、必要な支援を行うものである。

イ 実施内容

（ア）連絡調整会議の設置

発達障害についての連絡調整や適切な情報の伝達、権利擁護を推進するとともに、(イ)の個別の支援計画の作成のため、指定された圏域に連絡調整会議を設置する。

連絡調整会議では、発達障害支援コーディネーターが中心となり、医療、保健、福祉、教育及び労働の関係部局・機関等の関係者を集めて、発達障害児(者)の個別の支援計画を作成するためのチームを作る。

なお、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」の「特別支援連携協議会」と連携を図ることとする。

(イ) 個別の支援計画の作成

連絡調整会議では、個別の支援計画の策定方法等についての検討を行った上で、圏域内の発達障害児(者)について、当事者や保護者の了解を得て、個別の支援計画を作成するとともに、サービス調整等の必要な支援を行う。

個別の支援計画の作成に当たっては、利用者のニーズの把握や、現在活用可能な社会資源の調整を行い、適宜フォローアップやモニタリングを行うとともに、必要に応じて個別の支援計画の評価、見直し等を行うこととする。

(ウ) 発達障害支援コーディネーターの配置

発達障害児(者)及び保護者の相談に応じるとともに、(ア)、(イ)に掲げた事項を実施するため、社会福祉士又は臨床心理士等で、自閉症児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県等が認める者を、発達障害支援コーディネーターとして1名以上専従で配置すること。既存の相談支援事業や施設に係る日常業務に従事することのないようにすること。

発達障害支援コーディネーターは、相談支援を行うとともに、圏域における連絡調整会議を開催し、各関係機関等のネットワークの中で、発達障害児(者)の援助プログラムを合議の上作成することとする。

また、相談支援の実施に当たっては、地域における親の会などの連携や協力の下、実施されたい。

なお、発達障害支援コーディネーターは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にし、地域の発達障害児(者)の情報収集に努めるとともに、支援に関する情報の取り扱いには十分注意すること。

(エ) 関係者の研修等の実施

福祉及び教育関係機関の職員等を対象とした研修等により、発達障害児(者)支援に関する専門性のアップ及び質の向上を図ることとする。

また、研修等の実施に当たっては、発達障害児(者)が、犯罪等の被害や消費者としてのトラブルに巻き込まれることがあることにも留意し、関係者の理解を

得るため、警察や司法関係者を講師とすることなども検討されたい。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業はより身近な圏域で支援体制の整備をモデル的に行うものであるが、実施に当たっては、発達障害者支援センターと連携するとともに、発達障害者支援センターと当該圏域との役割を明確にし、発達障害者支援センターが都道府県域全体を範囲とする中核的な専門機関としての機能を発揮できるよう努めること。

エ 留意事項等

国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

(3) 発達・相談支援等モデル事業

ア 趣旨

発達障害については、自閉症はもとより学習障害や注意欠陥多動性障害等の障害の範囲に及び、その支援ニーズも医療、保健、福祉、教育、雇用等の広範囲に及び、このような広範囲の発達障害児（者）の支援ニーズやサービスモデルについて明らかにする必要がある。

このため、障害児通園施設、障害児デイサービス等、障害児に対する療育の技術や経験のある施設や事業所に臨床心理士、言語聴覚士及び作業療法士等を配置し、受託施設の職員や地域にある諸機関（保健センター、児童相談所、保育所、学校等）の職員の協力の下、在宅の発達障害児（必要に応じて発達障害者も含む。）の診断・評価、発達支援等を実施して、当該児童が地域生活を円滑に送れるようにするための援助をモデル的に実施するものである。

なお、原則として、モデル事業の対象としては、障害児通園施設などを利用している（措置を受けている）発達障害児は除外する。

イ 実施内容（例示）

本モデル事業については、先駆的な事業として、その成果を広く全国に普及できるものを対象とすることとし、例えば、以下のような内容の事業が考えられる。

(ア) 診断・検査機能

医師および臨床心理士が担当する。

自閉症等の障害が疑われる児童に対して、諸検査を実施して障害名や障害の程度を確定するとともに、保護者や本人に伝達・説明し、障害への理解と受容を促す。必要に応じて、児童が日常的に通う場所（保育所、学校等）に出向いて観察・評価も行う。保護者の了解の下で、学校や保育所等の諸機関に対して情報を提供する。

(イ) 発達支援

臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士等が担当する。

自閉症児等がもつコミュニケーションやソーシャルスキルの障害、感覚や協調運動の障害等に対して、通園による個別・グループ指導や訪問・職員派遣による

保健センター・保育所・学校等への施設支援を通して改善を図る。

a 通園による指導（受託施設に定期的に通園させて指導する）

（a）個別指導

コミュニケーション支援やソーシャルスキルトレーニング等を個別的に提供するとともに、保護者へのカウンセリングやペアレントトレーニングなども必要に応じて実施する。

また、本人への情報提供（告知）やカウンセリングも主要な業務とする。

（b）グループ指導

対象児童に態様により、グループによる指導が有効な場合もあり、対象児の年齢、発達レベルなどを考慮して適切な小グループを構成し、コミュニケーション支援やソーシャルスキルトレーニング等を提供する。

b 職員派遣による指導

家庭・保育所・学校等、児童が日常的に過ごす場所に職員が出向き、担当職員に情報提供するとともに、担当職員と協力して、日常活動が円滑に進められるように支援する。また、何らかの事情で通園することが困難な児童に対しては、保健センターや公民館等の施設を利用して指導を実施することも考慮する。

ウ 発達障害者支援センターとの関係

本事業では、地域に密着して発達障害児の成育を保障し、成人期の生活に必要な生活技術を付与することを目的とするが、発達障害者支援センターの機能を補完するとともに、必要に応じ、発達障害者支援センターに専門的な見地からの意見を聞くものとする。

エ 留意事項等

都道府県は、実施市町村の指定に当たっては、管内のニーズ等を勘案した上で、積極的な事業展開が期待される市町村とするよう努めること。

圏域支援体制整備事業と同一の市町村が実施することも可能であり、その場合には、発達障害支援コーディネーター等との連携を密にし、相乗効果が得られるよう工夫すること。

なお、国庫補助の対象とする期間は原則として、3年以内とする。

4 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県等支援体制整備事業は都道府県等、圏域支援体制整備事業及び発達・相談支援等モデル事業は指定都市又は市町村が支弁するものとする。

5 経費の補助

国及び都道府県の補助については、別に定めるところによる。

発達障害関係職員研修会について（案）

1 目的

発達障害者支援法の施行にともない、都道府県、市町村において発達障害者の支援体制の構築が重要であることから、都道府県・指定都市の発達障害者支援の中心的役割を担う、行政担当者、保健師及び保育士等の現任者に対して、発達障害についての知識・技術の向上のための研修を行い、もって都道府県等の発達障害者支援体制の整備に資することとする。

2 対象者

都道府県・指定都市において発達障害者支援の中心的役割を担う、行政担当者、保健師及び保育士等の現任者

3 場 所

国立秩父学園

4 研修時期・期間

6～7月、2泊3日20時間程度を予定

5 研修プログラム

- ・発達障害者支援法の概説
- ・発達障害の理解
 - 広汎性発達障害（自閉症・アスペルガー一症候群）
 - 学習障害
 - 注意欠陥多動性障害
 - その他の発達障害
- ・発達障害の支援
 - 早期発見（母子分野を中心）
 - 発達支援（保育所等における支援）
 - 教育的支援（特別支援教育との連携を中心に）
 - 就労支援
 - 発達障害者支援センターについて
- ・支援体制の構築
 - 都道府県の場合
 - 市町村の場合
- ・その他の支援
 - 家族支援（NPO 法人等の実践）について
 - 支援のためのプログラム、トレーニング方法等について

○ 国立秩父学園（国立知的障害児施設）の概要

（１）設置の目的

知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等による著しい行動障害をもつ児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護及び指導を行い、あわせてこれら成果を全国の関係施設等に提供するなど知的障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（２）所在地等

所在地	埼玉県所沢市北原町860
開設年月日	昭和33年3月1日

（３）事業内容

ア 園生に対する保護・指導内容

知的障害の原因を追求し各種の医学的、心理的諸検査を行い、総合診断・判定を行うとともに、次のような指導等を行う。

- ① 生活指導
- ② 学習指導
- ③ 機能訓練
- ④ 職能指導
- ⑤ 治療教育

イ 外来診療及び通園療育指導事業の実施

在宅の自閉症等の発達障害児に対し早期に専門家による診療・指導を行う。

ウ 附属保護指導職員養成所

① 養成部

課程名	応募資格	期間	取得資格等	定員
児童指導員科	大学卒業生	1年	児童指導員、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事	40名
保育士専修科	保育士資格所有者	1年	児童指導員、社会福祉主事	

② 研修部：13コース（定員：670名）

- ・各県・市が設置する自閉症・発達障害支援センターの職員研修
- ・県・市知的障害者更生相談所職員研修 等

（４）園生の定員・・・125人

発達障害に対する支援（国立秩父学園）

国立秩父学園は、国の唯一の知的障害児施設として、自閉症等の特有害な発達障害を有する児童の療育に医療的対応から福祉的対応まで一貫して取り組んでおり、これら療育指導の取り組みの充実を図る。

1 自閉症・発達障害支援センターへの支援

(1) 自閉症・発達障害支援センター職員実務研修会の実施

自閉症・発達障害支援センター職員を対象とする研修会の実施

(概要)

研修期間	5日間	年2回
対象	全国の自閉症・発達障害支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名	
研修内容	講義及び実践的演習	

(2) 自閉症・発達障害支援センターネットワークの構築

国立秩父学園が中心となり、自閉症・発達障害支援センター相互間の情報提供、意見交換、研究討議を行うためのネットワークを構築

2 自閉症に関するセミナーの実施

(1) 自閉症子育て支援セミナー

全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的

(概要)

期間	4日間	年2回
対象	全国の自閉症児(者)の保護者 100名	
内容	講演、体験発表、実践紹介、シンポジウム等	

(2) 自閉症トレーニングセミナー

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的

(概要)

期間	5日間	年2回
対象	全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名	
内容	自閉症児(者)への実践的演習等	

3 自閉症児(者)への診療及び療育の充実

自閉症等の特有害な発達障害を有する児童等に対する外来診療及び通園による療育指導の充実を図るため、自閉症の診療及び療育に従事する非常勤の医師及び脳波検査技師を確保し事業充実を図る。

④ 4 発達障害関係職員研修会の実施

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害児(者)の支援の充実を図る。

(概要)

研修期間	5日間	年2回
対象	都道府県・政令指定都市の現任者(行政担当者、保健師、保育士等) 60名	
研修内容	講義	